

**忠岡町**  
**障がい福祉計画（第6期）**  
**障がい児福祉計画（第2期）**

**令和3年3月**  
**忠岡町**



## はじめに



本町では、平成30年3月に「忠岡町障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）」を策定し、「ともに支えあい、安心して暮らせるまち」をめざし、障がい者施策を推進してまいりました。

この度、令和2年度をもって計画期間が満了するにあたり、国における制度改革や社会情勢・ニーズの変化に対応するため、これまでの計画の基本的な考えを踏襲しつつ、障がいのある人を取り巻く環境や変化に対応した新たな計画を策定いたしました。

今回策定いたしました「忠岡町障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）」は、障害者総合支援法を根拠法とする「障がい福祉計画」と児童福祉法を根拠法とする「障がい児福祉計画」を合わせ、令和5年度までの本町における目標値の達成に向けた障がい福祉サービスの必要量を見込み、その確保のためのサービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

近年、障がい者施策は、障がいのある人が、ライフステージごとに支援を受けながら、自らの意思決定により地域生活を営むことができる共生社会の実現を理念として進められています。共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう本計画のめざす「つながる つどう 自分らしく暮らせるまち ただおか」を推進し、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域の中で、その人らしい暮らしを営み続けられるよう取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多大なご尽力をいただきました忠岡町障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました各種団体の関係者並びに住民の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

令和3（2021）年3月

忠岡町長 杉原 健士 キヨシ



## □ ■ 目次 ■ □

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
1 策定の趣旨 .....	1
2 計画の法的位置付けと期間 .....	2
3 計画の対象者 .....	5
4 計画策定体制 .....	6
5 障がい福祉サービス等の円滑な実施に関する方向性 .....	7
<b>第2章 前期計画の目標と結果</b> .....	11
1 前期計画で設定した成果目標 .....	11
2 障がい福祉計画（第5期）の目標と結果 .....	11
3 障がい児福祉計画（第1期）の目標と結果 .....	12
<b>第3章 計画の基本的考え方</b> .....	13
1 基本理念と将来像 .....	13
<b>第4章 障がい福祉計画</b> .....	14
1 成果目標 .....	14
2 障がい福祉サービスの利用見込量と確保方策 .....	18
3 地域生活支援事業の利用見込量と確保方策 .....	38
<b>第5章 障がい児福祉計画</b> .....	51
1 成果目標 .....	51
2 障がい児福祉サービスの利用見込量と確保方策 .....	52
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	59
1 計画の推進に向けて .....	59
<b>資料編</b> .....	60
資料1 計画策定の経過 .....	60
資料2 計画の策定体制 .....	61
資料3 障がい福祉に関連する法律の流れ .....	64
資料4 支援費制度から障害者総合支援法の流れ .....	67

<b>資料5</b>	<b>障害者総合支援法の概要</b> .....	<b>69</b>
<b>資料6</b>	<b>用語の解説</b> .....	<b>72</b>

※本計画では、障がい者の「害」という漢字からくる印象を考慮し、法制度や国の計画、固有  
名詞以外は「障がい」とひらがなで表記しています。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 策定の趣旨

### (1) 国の動向

我が国では、平成 23 年に障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられました。また、平成 25 年には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と表記）」として「障害者基本法」の趣旨を踏まえる形で改正施行されました。

その後も、平成 28 年には障がいを理由とする差別の解消の推進に関することや、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。さらに、平成 30 年 4 月からは「障害者総合支援法」の改正によって、障がいのある人が地域で生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図ることや、「児童福祉法」の一部改正によって、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることが推進されています。

そして、令和 2 年に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」と表記）」が改正され、障がい福祉人材の確保や障がいのある人の社会参加を支える取組などを、より一層推進していくことが重要と示されました。

### (2) 本計画の策定趣旨

国の動向のように、障がい者（児）を取り巻く状況は変化を続ける中で、本町では平成 28 年 3 月に「第 3 次忠岡町障がい者計画」（平成 28 年度～令和 2 年度）を、平成 30 年 3 月には、「忠岡町障がい福祉計画（第 5 期）」及び「忠岡町障がい児福祉計画（第 1 期）」（平成 30 年度～令和 2 年度）を策定しました。そして、上記の 3 計画では「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」及び「ソーシャル・インクルージョン」といった基本理念の下、「ともに支えあい、安心して暮らせるまち」を将来像に設定して障がい者福祉を推進してきました。

この度、令和 2 年度末をもって、これら 3 計画の計画期間が終了となることから、国や府の動向及び障がいのある人やその家族のニーズ、社会情勢の変化などを踏まえて、障がい者福祉の一層の充実に向けた新たな計画として「第 4 次忠岡町障がい者計画」を策定するとともに、その理念に基づいて障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の見込みや確保方策を検討する「忠岡町障がい福祉計画（第 6 期）」及び「忠岡町障がい児福祉計画（第 2 期）」を策定します。

## 2 計画の法的位置付けと期間

### (1) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的位置付けと関係

障がい者福祉施策に関する個別分野計画は①障がい者計画、②障がい福祉計画、③障がい児福祉計画の3種類となっており、本計画は②と③に該当します。また、②と③については「障害者総合支援法」第88条及び「児童福祉法」第33条の20において、それぞれを一体的に策定して良い旨が示されているため、本町においてもこれに基づき、一体的に策定するものとします。

#### ①障がい者計画

「障害者基本法」第11条第3項に規定されている市町村障がい者計画に相当するもので、忠岡町における障がい者施策に関する基本的な計画です。本計画は、本町が障がい者施策を推進する際の方向性を明らかにし、今後の障がい者福祉に関する行政運営の指針となる計画です。

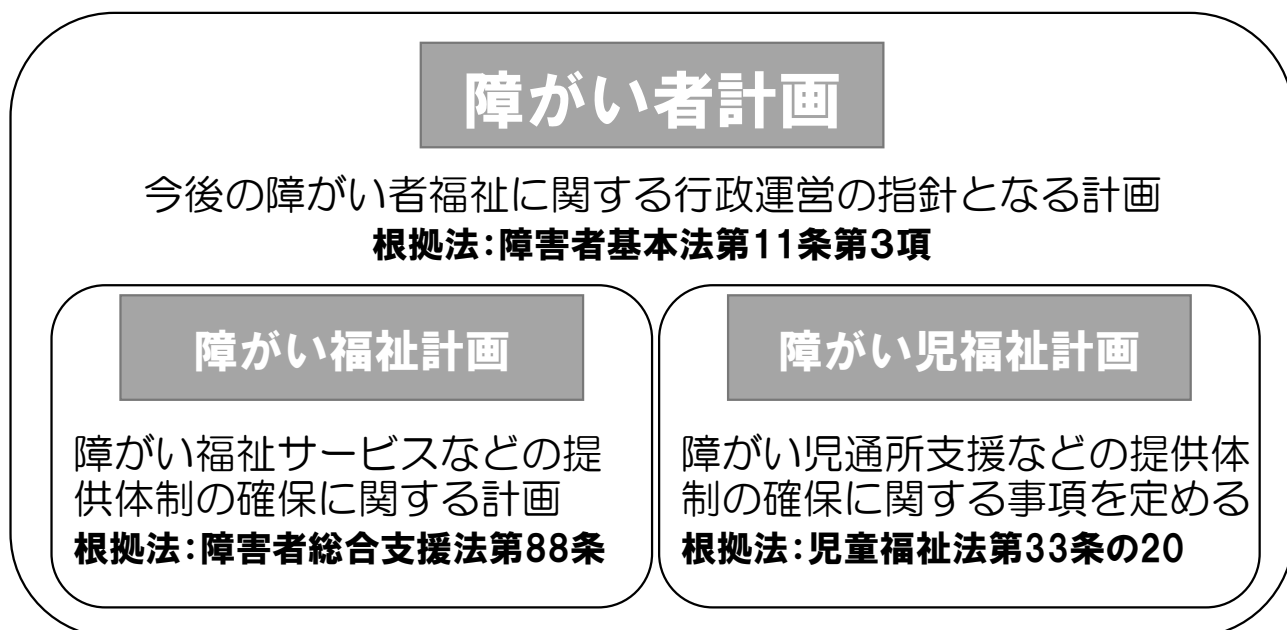
#### ②障がい福祉計画

「障害者総合支援法」第88条に規定されている市町村障がい福祉計画に相当し、策定が義務付けられている計画で、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定めるものです。

#### ③障がい児福祉計画

「児童福祉法」第33条の20に規定されており、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

図表 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的位置付けと関係



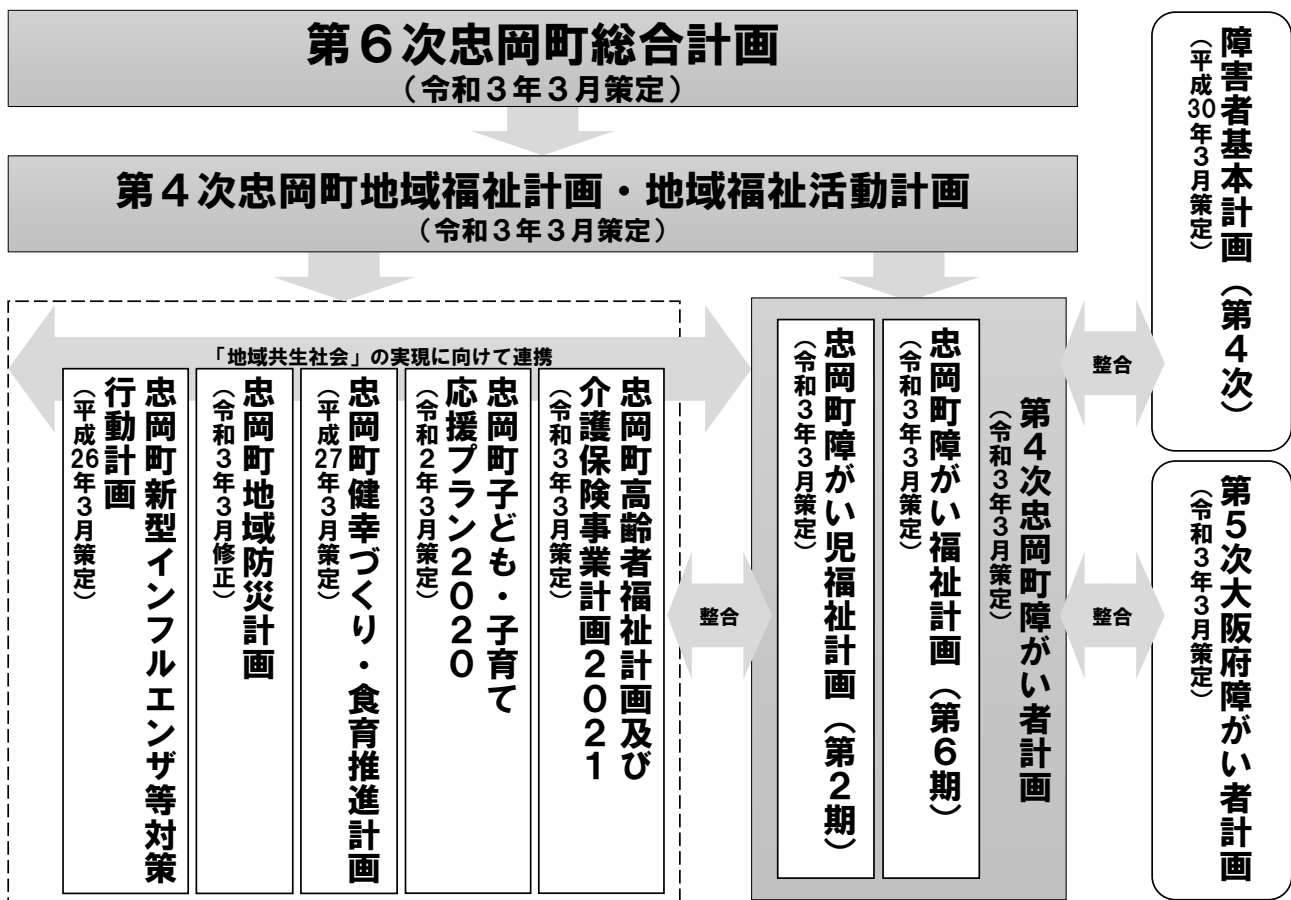


## (2) 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である「第6次忠岡町総合計画」(令和3年3月策定)との整合性を図るとともに、「第4次忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画」(令和3年3月策定)、「忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 2021」(令和3年3月策定)、「忠岡町子ども・子育て応援プラン 2020」(令和2年3月策定)、「忠岡町健幸づくり計画・食育推進計画」(平成27年3月策定)、「忠岡町地域防災計画」(令和3年3月修正)及び「忠岡町新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成26年3月策定)との連携・調整を図ります。

また、国の「障害者基本計画(第4次)」(平成30年3月策定)及び大阪府の「第5次大阪府障がい者計画」(令和3年3月策定)との整合性にも留意しています。

図表 上位計画・関連計画との関係



### (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

また、本町における障がい福祉分野をより一層効率的に推進するためにも、「障がい者計画」と本計画の期間を揃えていくことが望めます。そこで、「第3次忠岡町障がい者計画」は計画期間を5年間としていましたが、「第4次忠岡町障がい者計画」は計画期間を6年間とし、令和9年度から始まる「忠岡町障がい福祉計画（第8期）」及び「忠岡町障がい児福祉計画（第4期）」の計画開始年度と揃えることとします。

図表 計画の期間

	～平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
総合計画	第5次														
							第6次								
地域福祉計画 ・ 地域福祉活動 計画	第2次														
		第3次													
							第4次								
													第5次		
障がい者 計画	第2次														
		第3次													
							第4次								
													第5次		
障がい福祉 計画	第4期														
			第5期												
							第6期								
											第7期				
											第8期				
障がい児福祉 計画			第1期												
							第2期								
											第3期				
											第4期				

### 3 計画の対象者

「障害者基本法」や「障害者総合支援法」などの関連法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人、障がいのある児童、高次脳機能障がいのある人及び難病患者を対象とします。

図表 計画の対象に関連する法律

#### ①障害者基本法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

#### ②障害者総合支援法

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

#### ③児童福祉法

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

#### ④発達障害者支援法

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

## 4 計画策定体制

本計画は以下の体制の下で策定します。

### (1) 「忠岡町障害者施策推進協議会」の設置

学識経験者をはじめ福祉関係者、当事者団体、関係機関等から構成される「忠岡町障害者施策推進協議会」を開催します。

### (2) 町民からの意見・要望等の収集

#### ① 町民アンケート調査の実施

障がいのある人や障がいのある児童の日常生活の状況や福祉ニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

図表 町民アンケート調査の概要

調査名	実施期間	対象者	回収状況
新たな障がい者計画等策定に向けたアンケート調査	令和2年8月1日から令和2年8月14日まで	身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）利用者 1,050人	419票 39.9%
新たな障がい福祉計画策定に向けたアンケート調査	令和2年8月1日から令和2年8月14日まで	身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）利用者及び障がい児通所支援支給決定者 95人	37票 38.9%

#### ② パブリックコメントの実施

障がいのある人や障がいのある児童の生活を地域で支える町民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

### (3) 関係団体への意見聴取

障がいのある人や障がいのある児童の生活を地域で支える障がい関係団体や事業者の意見を反映させるため、地域福祉計画の策定において実施した「地域福祉の推進に関する団体・施設・事業所アンケート調査」から、障がい福祉に関わる団体・施設・事業所の意見を反映しました。

図表 団体・施設・事業所アンケート調査の概要

実施期間	対象者	回収状況
令和2年9月5日から 令和2年9月20日まで	忠岡町内の地域福祉活動に取り組んでいる団体・施設・事業所 101 団体	73票（うち、障がい福祉に関わる活動をする団体 18票） 72.3%

## 5 障がい福祉サービス等の円滑な実施に関する方向性

国の基本指針や大阪府の基本的考え方で示された基本的理念及び障がい福祉サービス・障がい児支援・相談支援の提供体制の確保に必要な以下の事項について、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施に向けて取り組めます。

### 第一 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

#### 一 基本的理念

##### 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- ・障がい者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮
- ・障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備推進

##### 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

- ・障がい福祉サービスの充実・均てん化
- ・発達障がい者・高次脳機能障がい者が障害者総合支援法の給付対象であることの周知
- ・難病患者の障がい福祉サービスの活用促進

##### 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- ・日中サービス支援型指定共同生活援助等による入所等からの地域生活への移行が可能となる障がい福祉サービス等の提供体制の整備
- ・地域生活支援の拠点等の整備、卒業・就職等の生活環境の変化を見据えた相談支援を中心とした支援
- ・精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けた精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 4 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・地域の相談等を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機能協働の中核的機能や伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ・相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援
- ・コーディネーター機能や居場所の確保等の機能を備えた支援

##### 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

- ・障がい児通所支援等の充実・均てん化
- ・障がい児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援提供体制の構築
- ・地域社会への参加やインクルージョンの推進
- ・医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築

##### 6 障がい福祉人材の確保

- ・専門性を高めるための研修の実施
- ・多職種間の連携の推進
- ・障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報

## 7 障がい者の社会参加を支える取組

- ・障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保
- ・視覚障がい者等の読書環境の整備の計画的推進
- ・体育館等のバリアフリー化や情報保障

## 二 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
  - ・グループホームの充実・入所等から地域生活への移行
  - ・管内の福祉施設等の支援に係るニーズ把握
  - ・地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実、障がい者支援施設の小規模化等の推進・施設入所者の地域生活の移行や地域との交流機会の確保など地域への開放
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

## 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 1 相談支援体制の構築
  - ・相談支援事業者と保健、医療、福祉サービスにつなげる等関係機関との連携
  - ・サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材育成
  - ・アセスメント・モニタリングの質の向上による個別事例における専門的な指導・助言の実施
  - ・利用者や障がい福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情の把握
  - ・相談支援事業所の充実
  - ・市町村における基幹相談支援センターの設置促進
  - ・主任相談支援専門員の計画的確保・有効活用
  - ・計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援、基幹相談支援センターなどの地域における相談支援体制の検証・評価、総合的な相談支援体制・専門的な指導・助言・人材育成の更なる強化・充実、有機的な連携に向けた相談支援体制の再構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
  - ・計画的な地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保
  - ・自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実
- 3 発達障がい者等に対する支援
  - ・ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制や発達障がいの診断等を専門的に行うことのできる医療機関等の確保
- 4 協議会の設置等
  - ・障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善
  - ・居住支援協議会との連携促進

- ・発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター等との連携確保

#### 四 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

##### 1 地域支援体制の構築

- ・児童発達支援センターにおける障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化や重層的な障がい児通所支援の体制整備
- ・障がい児の地域社会への参加やインクルージョンの推進
- ・短期入所や親子入所等の実施体制の整備
- ・障がい児入所施設に入所している児童の18歳以降の支援の在り方に関する協議体制の整備
- ・障がい児通所支援や障がい児入所施設における支援の質の向上と支援内容の適正化

##### 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- ・障がい児通所支援の体制整備における保育所や認定こども園や放課後児童クラブ等の子育て支援施策との緊密な連携
- ・母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携
- ・学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等の緊密な連携
- ・就学時・卒業時の支援の円滑な引継ぎやライフステージに応じた対応力強化
- ・放課後等デイサービス等の障がい児通所支援における学校の空き教室の活用や関連施策との緊密な連携促進に資する実施形態の検討
- ・児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の機能強化・サービスの質の向上
- ・新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の修正・活用
- ・難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施

##### 3 地域社会への参加・包容の推進

- ・障がい児通所支援事業所等と保育所・認定こども園・放課後児童クラブ・幼稚園・小学校・特別支援学校等との支援協力体制の構築

##### 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ・重症心身障がい児・医療的ケア児の人数・ニーズの把握・支援体制の充実
- ・重症心身障がい児・医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に向けた家庭環境を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握・短期入所の役割・あり方検討
- ・保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場の設置
- ・医療的ケア児への総合的かつ包括的な支援
- ・医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターとして養成された相談支援専門員・保健師・訪問看護師等の配置促進
- ・新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援

- ・医療的ケア児の育ちや暮らしの支援に向けた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種との協働、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援、医療的ケア児の育ちを保障するための協議の場を活用した社会資源の開発・改善
- ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の整備
- ・虐待を受けた障がい児に対するきめ細やかな支援

## 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

- ・障がいの疑いのある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援の実施
- ・障がい児相談支援の質の確保・向上

## 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

### 一 障がい者等に対する虐待の防止

- ・虐待通報時の速やかな安全確認や事実確認と終結に至るまでの適切な対応
- ・虐待の早期発見と虐待と疑われる事案の速やかな通報
- ・相談支援事業所に対する居宅や施設等の訪問を通じた虐待の早期発見
- ・虐待防止ネットワークの活用
- ・虐待の増減・発生要因の分析等を通じた虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組等の検証
- ・死亡事案等重篤事案における発生要因の分析・事後検証や事前に相談・通報等がなかった重篤事案での事実確認・虐待の有無の判断
- ・メール・SNSでの相談・通報受付、夜間・土日祝日等閉庁時間の対応、相談・通報体制の充実
- ・虐待防止・成年後見制度の利用促進等権利擁護に関する研修の実施

### 二 意思決定支援の促進

### 三 障がい者の文化芸術活動による社会参加等の促進

- ・障がい福祉サービス事業所等の相談支援、支援人材の育成、関係者のネットワークづくり、発表等の機会の確保や障がい者の文化芸術活動の情報収集・発信

### 四 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ・市町村における相談体制の整備
- ・障がい者差別解消支援地域協議会の設置、相談事例や差別解消に向けた取組みの共有・分析、障がい特性を理解するための研修・啓発の実施

### 五 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における知容赦の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

- ・障がい福祉サービス事業所等における利用者の安全確保、防災・防犯対策や感染症対策
- ・障がい福祉サービス事業所等における研修の充実や職場環境の改善

### 六 ユニバーサルデザインの推進



## 第2章 前期計画の目標と結果

### 1 前期計画で設定した成果目標

「忠岡町障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）」を策定する際、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定しています。

これは、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和2年度を目標年度として「忠岡町障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）」において必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として掲げたものです。

### 2 障がい福祉計画（第5期）の目標と結果

「忠岡町障がい福祉計画（第5期）」にて設定した目標の達成状況について、令和2年度時点では6個の目標のうち3個（50.0%）が「達成済み」となっています。

#### （1）施設入所者の地域生活への移行

目標	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	達成状況の理由
地域生活移行者数	1人	0人	未達成	重度障がい者の地域での受入体制が不十分となっています。
施設入所者の削減	1人	0人	未達成	入所者数の約7割が10年以上入所しており、長期入所が常態化しています。

#### （2）精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

目標	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	達成状況の理由
保健、医療、福祉関係者による協議会の場の設置	1箇所	1箇所	達成済み	令和2年10月に近隣市と共同設置をしています。

#### （3）地域生活支援拠点等の整備

目標	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	達成状況の理由
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	0箇所	未達成	令和4年4月に近隣市に設置予定となっています。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	達成状況の理由
令和2年度の一般就労移行者数	6人	6人	達成済み	就労系障がい福祉サービスの利用の増加や、法定雇用率の引き上げが要因と推測されます。
就労移行支援事業の利用者数	5人	8人	達成済み	利用ニーズも高まり、年々増加傾向にあります。

### 3 障がい児福祉計画（第1期）の目標と結果

「忠岡町障がい児福祉計画（第1期）」にて設定した目標の達成状況について、令和元年度時点では6個の目標のうち2個（33.3%）が「達成済み」となっています。

#### (1) 児童発達支援等の提供体制の整備等

目標	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	達成状況の理由
児童発達支援センターの設置	1箇所	0箇所	未達成	近隣市との共同設置に向けて、庁内で協議中です。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	0箇所	未達成	現在まで保育所等訪問支援の支給決定はありませんが、必要に応じて関係部署と適宜連携を図ります。

#### (2) 医療的ニーズへの対応

目標	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	達成状況の理由
主に重症心身障がい児を支援する				
児童発達支援事業所	1箇所	0箇所	未達成	町内事業所においても、重症心身障がい児を受け入れる体制となっていません。
放課後等デイサービス	1箇所	0箇所	未達成	町内事業所においても、重症心身障がい児を受け入れる体制となっていません。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	1箇所	達成済み	平成30年12月に和泉保健所圏域で共同設置しています。

#### (3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

目標	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	達成状況の理由
障がい児子育て連絡会議	設立	設立	達成済み	教育委員会、障がい福祉部局、保健センターにて情報・課題共有等を行っています。

## 第3章 計画の基本的考え方

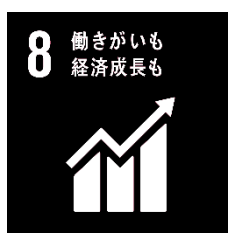
### 1 基本理念と将来像

本町の最上位計画である「第6次総合計画」の考え方を踏襲しつつ、本計画は、「第4次忠岡町障がい者計画」に包含される計画であることから、同計画の理念と将来像を共有するものとします。

本計画の将来像  
つながる つどう 自分らしく暮らせるまち ただおか

つながる	日本一小さい町であることを生かし、人とのつながりを育みます。 人とのつながりがあることで、いつも見守られている安心感にもつながります。
つどう	つながりができれば、自然と人がつどう場も増え、人とのつどいの中で、誰かを支えたり、支えられたりと、ともに生きる支え合いの関係性が生まれていきます。
自分らしく暮らせるまち	地域の人とつながり、つどい、ともに生きることで、自身の役割や生きがいの創出にもつながり、その結果として、自分らしく暮らすことのできるまちづくりをめざします。

#### 第6次忠岡町総合計画で示された 障がい福祉施策に該当するSDGsの分野



## 第4章 障がい福祉計画

### 1 成果目標

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和5年度末時点において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとしています。また、令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する目標値が設定されています。

本町では、次のとおり成果目標を設定し、目標値の実現に向けて、グループホーム等の整備や地域生活支援拠点等の整備を図ります。

図表 第6期計画期間における成果目標

項目	数値	考え方
実績：令和元年度末時点の施設入所者数	10人	・令和元年度末時点において施設に入所している障がい者の数。
目標①：地域生活移行者数	1人 (10.0%)	・令和5年度末時点で、施設からグループホームや一般住宅等に移行した人の数。
目標②：施設入所者の削減	1人 (10.0%)	・令和5年度末時点での、施設入所者の削減数。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、令和5年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上、令和5年度の精神病床における1年以上長期入院患者数を24人以下、令和5年度における早期退院率について、入院後3ヶ月時点で69%以上、入院後6ヶ月時点で86%以上、入院後1年時点で92%以上と設定しています。

本町では、これらの基本指針に従って、次のとおり成果目標を設定します。

図表 第6期計画期間における成果目標

項目	数値	考え方
目標①：精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	・令和5年度の精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数。
目標②：精神病床における1年以上長期入院患者数	24人以下	・令和5年度の精神病床における1年以上長期入院患者数。
目標③：精神病床における早期退院率		・令和5年度における早期退院率。
入院後3ヶ月	69%	
入院後6ヶ月	86%	
入院後1年	92%	

## (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点について、令和5年度末までに1つ以上確保し、年1回以上運用状況を検証・検討することとしています。

本町においては、障がいのある人の地域生活を支援する機能を持った地域生活支援拠点について、令和4年度末までに整備します。

図表 第6期計画期間における成果目標

項目	数値	考え方
目標①：地域生活支援拠点等の整備	1箇所	・令和5年度末の地域生活支援拠点の確保。
目標②：運用状況の検証・検討	年1回以上	・令和5年度末の地域生活支援の検証・検討。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労に移行する人の割合を、令和元年度の実績の1.27倍以上とし、そのうち、7割が就労定着支援事業を利用することとしています。

本町では、これらの基本指針に従って、次のとおり成果目標を設定します。また、目標③については、本町に就労定着支援事業所がないため設定しませんが、事業所が確保できた際には国の基本指針に基づいた目標値をめざします。

図表 第6期計画期間における成果目標

項目	数値	考え方
実績：令和元年度の一般就労への移行者数（合計）	5人	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度中に、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労した者の数。</li> </ul>
就労移行支援	1人	
就労継続支援A型	2人	
就労継続支援B型	2人	
生活介護・自立訓練	0人	
目標①：令和5年度の一般就労への移行者数（合計）	8人	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度中に、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労する者の数。</li> </ul>
就労移行支援	2人	
就労継続支援A型	3人	
就労継続支援B型	3人	
生活介護・自立訓練	0人	
目標②：就労定着支援事業を利用する者の割合	7割	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合。</li> </ul>
目標③：就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合。</li> </ul>
目標④：就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	10,800円	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の目標水準。</li> </ul>

### (5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5年度末までに、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとしています。

本町では、これらの基本指針に従って、次のとおり成果目標を設定します。

図表 第6期計画期間における成果目標

項目	数値	考え方
基幹相談支援センターの設置	1箇所	・令和5年度末までの各障がい種別の多様なニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施。
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導	3件/年	・令和5年度末の地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	3件/年	・令和5年度末の地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数。
地域の相談機関との連携強化の取組	1回/年	・令和5年度末の地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数。

### (6) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

国の基本指針では、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとしています。

本町では、これらの基本指針に従って、報酬請求にかかる過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切なサービス利用を図るとともに、指導監査の結果の共有などにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、次のとおり成果目標を設定します。

図表 第6期計画期間における成果目標

項目	数値	考え方
障がい福祉サービス等に係る各種研修	1人/年	・令和5年度までの、都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回/年	・令和5年度末の障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数。
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	1回/年	・令和5年度末の都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数。

## 2 障がい福祉サービスの利用見込量と確保方策

### (1) 訪問系サービス

#### ① 居宅介護〔介護給付〕

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童、難病、高次脳機能障がい等のある人を対象に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事援助を行います。

#### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、精神障がいのある人では実績値が見込量を下回っているものの、平成30年度から令和2年度にかけて増加していました。その他の障がい種別については、実績値が見込量を下回り、平成30年度から令和2年度にかけて、実績値は減少していました。
- ・第6期計画期間において、精神障がいのある人については利用の増加を、その他の障がい種別については現在の利用量が続くことをそれぞれ想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)			利用時間(時間/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	30	31	32	1,170	1,209	1,248
	実績値	25	25	23	910	828	816
知的障がいのある人	見込量	10	10	10	266	266	266
	実績値	10	9	10	147	118	113
精神障がいのある人	見込量	21	22	23	319	334	350
	実績値	18	17	19	234	235	258
障がいのある児童	見込量	2	3	3	14	21	21
	実績値	1	1	1	8	8	5
合計	見込量	63	66	68	1,769	1,830	1,885
	実績値	54	52	53	1,299	1,189	1,192

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)			利用時間(時間/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	23	23	23	816	816	816
知的障がいのある人	10	10	10	113	113	113
精神障がいのある人	20	20	21	271	285	300
障がいのある児童	1	1	1	5	5	5
合計	54	54	55	1,205	1,219	1,234



## ②重度訪問介護〔介護給付〕

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人を対象に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事援助、外出時の移動支援等を総合的に行います。

### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、身体障がいのある人では利用者数、利用時間ともに実績値が見込量を下回っており、特に利用時間においては平成30年度から令和元年度にかけて大きく減少していました。その他の障がい種別については利用を見込まず、また利用はありませんでした。
- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人の利用を想定し、見込量を設定しています。特に利用時間については、平成30年度と同程度の利用に対応できるよう設定しています。また、その他の障がい種別については、利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、適切に支給決定を行います。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)			利用時間(時間/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	2	3	3	280	420	420
	実績値	2	1	1	219	22	23
知的障がいのある人	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
精神障がいのある人	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
合計	見込量	2	3	3	280	420	420
	実績値	2	1	1	219	22	23

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)			利用時間(時間/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	1	1	1	202	202	202
知的障がいのある人	0	0	0	0	0	0
精神障がいのある人	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	1	202	202	202

### ③同行援護〔介護給付〕

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人を対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の必要な支援を行います。

#### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、身体障がいのある人では利用者数はおおむね見込量どおり、利用時間は実績値が見込量を下回っていましたが、平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向にありました。身体障がいのある児童については利用を見込まず、また利用はありませんでした。
- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人については利用者数の増加、それに伴う利用時間の増加を想定し、見込量を設定しています。身体障がいのある児童については利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、適切に支給決定を行います。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)			利用時間(時間/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	6	7	8	170	198	226
	実績値	6	7	7	144	161	160
身体障がいのある児童	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
合計	見込量	6	7	8	170	198	226
	実績値	6	7	7	144	161	160

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)			利用時間(時間/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	8	8	9	169	178	188
身体障がいのある児童	0	0	0	0	0	0
合計	8	8	9	169	178	188

#### ④行動援護〔介護給付〕

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人（児童を含む。）を対象に、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動中の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。

##### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間においては、利用を見込まず、また利用はありませんでした。
- ・第6期計画期間においても、利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、適切に支給決定を行います。

#### ⑤重度障がい者等包括支援〔介護給付〕

常時介護を有する障がいのある人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢麻痺及び寝たきりの状態の人並びに知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人を対象に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

##### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間においては、利用を見込まず、また利用はありませんでした。
- ・第6期計画期間においても、利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、適切に支給決定を行います。

#### 【訪問系サービス見込量の確保方策】

- ・相談支援事業所等を通じて、利用者の意向を確認しながら、個々のニーズに応じたサービスを利用できるよう努めます。
- ・重度障がいのある人や精神障がいのある人等を適切に支援できるよう、専門的知識や技術を習得するため、府や事業所等と連携して研修の開催や受講の促進を進めます。
- ・事業所の困難事例への対応等を支援するため、泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会において、事業所相互の情報交換や検討を行うとともに、地域包括支援センター、相談支援事業所等による連携強化を図り、相談指導の更なる充実に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護【介護給付】

常時介護を要する障がいのある人を対象に、主として昼間、障がい者支援施設等の施設で、食事、入浴、排泄等の介護及びその他の必要な日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供します。

#### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、身体障がいのある人では実績値が見込量を下回り、減少傾向にありました。知的障がいのある人では利用者数、利用日数ともに見込量をやや上回っていました。また、精神障がいのある人では令和元年度において1名の利用がありました。
- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人、知的障がいのある人では現在の利用量が続くことを、精神障がいのある人では令和元年度と同程度の利用が生じることをそれぞれ想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	5	6	7	90	108	126
	実績値	4	3	2	63	52	44
知的障がいのある人	見込量	26	26	27	494	494	513
	実績値	27	27	27	517	523	508
精神障がいのある人	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	1	0	0	7	0
合計	見込量	31	32	34	584	602	639
	実績値	31	31	29	580	582	552

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	2	2	2	44	44	44
知的障がいのある人	27	27	27	508	508	508
精神障がいのある人	1	1	1	7	7	7
合計	30	30	30	559	559	559

## ②自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）〔訓練等給付〕

「機能訓練」は、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

「生活訓練」は、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

「宿泊型自立訓練」は、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談・助言その他必要な支援を行います。

### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、身体障がいのある人では利用がありませんでした。知的障がいのある人では平成 30 年度から令和元年度にかけて利用日数が増加しましたが、令和2年度では利用がありませんでした。精神障がいのある人では実績値が見込量を下回っているものの、平成 30 年度から令和2年度にかけて増加しています。
- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人では前計画の見込量と同程度を、知的障がいのある人では令和元年度の見込量と同程度を、精神障がいのある人では令和2年度より増加することをそれぞれ想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
身体障がい のある人	見込量	1	1	1	13	13	13
	実績値	0	0	0	0	0	0
知的障がい のある人	見込量	2	2	3	34	34	54
	実績値	1	1	0	2	7	0
精神障がい のある人	見込量	5	6	6	112	142	142
	実績値	0	1	2	0	31	42
合計	見込量	8	9	10	159	189	209
	実績値	1	2	2	2	38	42

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	1	1	1	15	15	15
知的障がいのある人	1	1	1	7	7	7
精神障がいのある人	3	3	3	69	69	69
合計	5	5	5	91	91	91

### ③就労移行支援〔訓練等給付〕

就労を希望する障がいのある人を対象に、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援その他必要な支援を行います。

#### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、身体障がいのある人、知的障がいのある人では実績値が見込量を下回り、特に身体障がいのある人では令和元年度、令和2年度で利用がありませんでした。一方、精神障がいのある人では実績値が見込量を上回り、平成30年度から令和2年度にかけて利用者数、利用日数ともに増加しています。
- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人では平成30年度と同程度の利用に対応できるよう、見込量を設定しています。知的障がいのある人では令和2年度と同程度を、精神障がいのある人では令和2年度より増加することをそれぞれ想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	1	1	1	18	18	18
	実績値	1	0	0	16	0	0
知的障がいのある人	見込量	6	7	8	126	147	168
	実績値	5	6	3	110	110	45
精神障がいのある人	見込量	1	1	2	20	20	40
	実績値	2	3	5	35	54	91
合計	見込量	8	9	11	164	185	226
	実績値	8	9	8	161	164	136

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	1	1	1	23	23	23
知的障がいのある人	3	3	3	45	45	45
精神障がいのある人	8	8	8	147	147	147
合計	12	12	12	215	215	215

#### ④就労継続支援〔訓練等給付〕

##### i) A型（雇用型）

一般就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型は、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会や生産活動等の提供を行います。

#### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、身体障がいのある人では利用の減少が見られました。知的障がいのある人では令和元年度に利用の増加があったものの、減少傾向にありました。精神障がいのある人では利用者数、利用日数ともに増加傾向にあり、令和元年度から令和2年度にかけて実績値が見込量を上回りました。
- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人、知的障がいのある人では現在の利用量が続くことを、精神障がいのある人では令和2年度より増加することをそれぞれ想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	2	2	3	42	42	63
	実績値	3	2	2	52	43	42
知的障がいのある人	見込量	4	5	5	84	105	105
	実績値	4	5	3	80	87	51
精神障がいのある人	見込量	3	3	4	57	57	76
	実績値	3	5	5	39	76	84
合計	見込量	9	10	12	183	204	244
	実績値	10	12	10	171	206	177

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	2	2	2	42	42	42
知的障がいのある人	3	3	3	51	51	51
精神障がいのある人	7	9	9	128	196	196
合計	12	14	14	221	289	289

## ii) B型（非雇用型）

一般就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。B型は、雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の機会の提供を行います。

### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、身体障がいのある人では見込量を下回っているものの、利用は増加していました。知的障がいのある人では令和2年度において利用の増加があり、実績値が見込量を上回りました。また、精神障がいのある人では、利用者数は減少傾向にあるものの、利用日数においては実績値が見込量を上回っていました。
- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人、知的障がいのある人では現在の利用からの増加を、精神障がいのある人では現在の傾向が続くことをそれぞれ想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	5	5	6	105	105	126
	実績値	3	4	5	60	73	89
知的障がいのある人	見込量	18	19	20	378	399	420
	実績値	18	18	26	330	312	457
精神障がいのある人	見込量	13	14	14	156	168	168
	実績値	14	14	12	211	202	179
合計	見込量	36	38	40	639	672	714
	実績値	35	36	43	601	587	725

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	6	8	11	108	132	161
知的障がいのある人	28	28	28	492	492	492
精神障がいのある人	11	10	10	165	152	140
合計	45	46	49	765	776	793



### ⑤就労定着支援〔訓練等給付〕

就労移行支援等を利用して、一般就労した障がいのある人の就労継続を図るため、就労先等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

#### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、知的障がいのある人ではおおむね見込量どおりの利用量でした。精神障がいのある人では利用を見込みませんでした。1名の利用がありました。
- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人では今後の利用を、その他の障がい種別については利用の増加をそれぞれ想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
知的障がいのある人	見込量	1	1	1
	実績値	0	1	1
精神障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	1	1	1
合計	見込量	1	1	1
	実績値	1	2	2

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	0	1	1
知的障がいのある人	1	2	3
精神障がいのある人	1	2	2
合計	2	5	6

## ⑥短期入所（ショートステイ）〔介護給付〕

介護者の病気やその他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人や児童を対象に、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等その他必要な支援を行います。

### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、身体障がいのある人、精神障がいのある人では利用がありませんでした。知的障がいのある人では実績値が見込量を下回っていました。また、障がいのある児童では令和2年度において1名の利用がありました。
- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人、精神障がいのある人では前計画と同じ見込量を設定しています。また知的障がいのある人では令和元年度程度の利用に対応できるよう、見込量を設定しています。障がいのある児童では現在の利用量が続くことを想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)			利用時間(人日/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	1	1	1	4	4	4
	実績値	0	0	0	0	0	0
知的障がいのある人	見込量	7	8	9	28	32	36
	実績値	6	6	3	31	32	14
精神障がいのある人	見込量	1	1	1	4	4	4
	実績値	0	0	0	0	0	0
障がいのある児童	見込量	1	1	1	4	4	4
	実績値	0	0	1	0	0	2
合計	見込量	10	11	12	40	44	48
	実績値	6	6	4	31	32	16

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)			利用時間(人日/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	1	1	1	4	4	4
知的障がいのある人	6	6	6	32	32	32
精神障がいのある人	1	1	1	4	4	4
障がいのある児童	1	1	1	2	2	2
合計	9	9	9	42	42	42

**⑦療養介護〔介護給付〕**

長期入院による医療的ケア及び常時介護を要する障がいのある人を対象に、主として昼間、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下、介護及び日常生活上の世話をを行います。

**【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】**

- ・第5期計画期間において、利用がありませんでした。
- ・第6期計画期間において、前計画同様1名の利用を想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

		利用者数(人/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0

図表 第6期計画における見込量

		利用者数(人/月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護		1	1	1

**【日中活動系サービス見込量の確保方策】**

- ・相談支援事業等を通じ個々のニーズに応じた多様な日中活動の場の情報提供を行います。
- ・重度心身障がい、高次脳機能障がい、発達障がいなど、様々な障がいのある人をきめ細かく支援できるよう、事業所職員の専門的知識を深めるための研修等への積極的な受講を事業所に働きかけるとともに、府をはじめとする関係機関へ開催内容の充実を要請していきます。

### (3) 居住系サービス

#### ① 自立生活援助〔訓練等給付〕

障がい者支援施設への入所や精神科病院への入院等から地域での生活に移行する障がいのある人が、居宅において単身等で生活する際、定期的な巡回訪問や随時の対応により、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

#### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、いずれの障がい種別においても利用がありませんでした。
- ・第6期計画期間において、知的障がいのある人、精神障がいのある人それぞれについて、1名の利用を想定し、見込量を設定しています。身体障がいのある人については、利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、適切に支給決定を行います。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
知的障がいのある人	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0
精神障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
合計	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	0	0	0
知的障がいのある人	1	1	1
精神障がいのある人	1	1	1
合計	2	2	2

## ②共同生活援助（グループホーム）〔訓練等給付〕

障がいのある人を対象にして、主として夜間において、共同生活の場における相談、入浴、排泄又は食事等の介護その他必要な日常生活上の援助を行います。

### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、身体障がいのある人では見込量どおりの利用者数でした。その他の障がい種別については見込量を下回っているものの、増加傾向にありました。
- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人では現在の利用者数を、その他の障がい種別については利用の増加をそれぞれ想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	2	2	2
	実績値	2	2	2
知的障がいのある人	見込量	5	6	6
	実績値	3	4	4
精神障がいのある人	見込量	3	4	4
	実績値	3	3	4
合計	見込量	10	12	12
	実績値	8	9	10

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	2	2	2
知的障がいのある人	5	5	6
精神障がいのある人	5	5	6
合計	12	12	14

### ③施設入所支援〔介護給付〕

施設に入所する障がいのある人を対象に、主として夜間において、入浴や排泄、食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

#### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、身体障がいのある人では見込量どおりの利用者数でした。また、知的障がいのある人では利用の増加がありました。
- ・第6期計画期間において、令和5年度末時点の入所者数を、令和元年度末時点の入所者数から1.6%以上削減する見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	2	2	2
	実績値	2	2	2
知的障がいのある人	見込量	7	7	6
	実績値	7	8	8
精神障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
合計	見込量	9	9	8
	実績値	9	10	10

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	2	2	2
知的障がいのある人	8	8	7
精神障がいのある人	0	0	0
合計	10	10	9

#### ④地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことであり、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築をめざしています。

#### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間では、成果目標において、平成32年度（令和2年度）までに整備を図っていましたが、計画期間中の設置はありませんでした。
- ・第6期計画期間において、泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会などで協議し、令和4年度末までに、整備を行っていきます。また機能の充実に向けた検証及び検討を、年1回実施します。

図表 第5期計画における見込量と実績値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域生活 支援拠点等 設置箇所数	見込量	-	-	1
	実績値	-	-	0

図表 第6期計画における見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活 支援拠点等	設置 箇所数	0	1	1
	検討 回数	0	1	1

#### 【居住系サービスの確保方策】

- ・共同生活援助（グループホーム）については、施設や病院からの地域移行者のみならず、在宅生活を継続し、自立を図る観点からも重要な役割を果たすことから、大阪府や広域での調整のもとに、継続的に必要量の確保に努めます。また、グループホームの開設については、国や府の施設整備補助の活用を打診するとともに、町の補助も検討し、整備を促進します。

#### (4) 相談支援

障がい福祉サービスを利用する方に対し、サービス等利用計画の立案や定期的なモニタリングの実施、事業所との連絡・調整等を支援します。

また、施設等から地域移行するための支援や、地域に定着して暮らすための支援を行います。

##### ①計画相談支援

##### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、身体障がいのある人ではおおむね見込量どおりの利用がありました。知的障がいのある人、精神障がいのある人では実績値が見込量を上回り、利用が増加していました。また、障がいのある児童では利用がありませんでした。
- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人の利用の増加を想定し、見込量を設定しています。また、障がいのある児童では利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、適切に支給決定を行います。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	3	3	4
	実績値	3	2	3
知的障がいのある人	見込量	4	5	6
	実績値	8	10	12
精神障がいのある人	見込量	4	5	6
	実績値	7	6	9
障がいのある児童	見込量	4	5	6
	実績値	0	0	0
合計	見込量	15	18	22
	実績値	18	18	24

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	3	4	4
知的障がいのある人	15	18	22
精神障がいのある人	11	13	15
障がいのある児童	0	0	0
合計	29	35	41



## ②地域移行支援

障がい者支援施設への入所・精神科病院への入院等から地域での生活に移行するために、重点的に支援を必要としている人を対象に、住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポート等地域生活へ移行するための支援を行います。

### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、いずれの障がい種別においても利用がありませんでした。
- ・第6期計画期間において、知的障がいのある人、精神障がいのある人の利用を想定し、見込量を設定しています。また、身体障がいのある人では利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、適切に支給決定を行います。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
知的障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
精神障がいのある人	見込量	0	0	1
	実績値	0	0	0
合計	見込量	0	0	1
	実績値	0	0	0

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	0	0	0
知的障がいのある人	1	1	1
精神障がいのある人	1	1	1
合計	2	2	2

### ③地域定着支援

単身等で生活する障がいのある人を対象に、常時連絡をとれる体制を確保し、緊急時には訪問や相談等の必要な支援を行います。

#### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、いずれの障がい種別においても利用がありませんでした。
- ・第6期計画期間において知的障がいのある人、精神障がいのある人の利用を想定し、見込量を設定しています。また、身体障がいのある人では利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、適切に支給決定を行います。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
知的障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
精神障がいのある人	見込量	0	0	1
	実績値	0	0	0
合計	見込量	0	0	1
	実績値	0	0	0

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	0	0	0
知的障がいのある人	1	1	1
精神障がいのある人	1	1	1
合計	2	2	2

#### 【相談支援の確保方策】

- ・障がいのある人が、その特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- ・泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会を活用し、近隣市や相談支援専門員との連携強化や担い手の確保、相談支援専門員のスキルアップに努めます。

## **(5) 自立支援医療**

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費医療制度です。

### **①精神通院医療**

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に必要とする人を対象に、その通院医療にかかる医療費が支給されます。

### **②更生医療**

18歳以上で身体障がい者手帳を所持される人を対象に、その障がい除去・軽減効果が確実に期待できる手術等の治療を受ける際に支給されます。

### **③育成医療**

身体に障がいのある18歳未満の児童を対象に、その障がい除去・軽減効果が確実に期待できる手術等の治療を受ける際に支給されます。

## **(6) 補装具**

障がいのある人が日常生活を送る上で必要な移動等の確保等を目的として、身体の欠損又は損なわれた身体能力を補完・代替する用具（義肢・装具・車いす・補聴器等）について、購入、借受け又は修理に要した費用（基準額）から、利用者負担額（原則1割）を差し引いた額が支給されます。

### 3 地域生活支援事業の利用見込量と確保方策

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置付けられています。

#### (1) 相談支援事業等〔必須事業〕

##### ①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。

##### ②自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組の支援を行います。

##### ③障がい者相談支援事業

発達障がいなど手帳の有無にかかわらず、障がいのある人や障がいのある児童の保護者又は障がいのある人の介護を行う人を対象に、必要な情報の提供・助言等の支援を行うとともに、権利擁護のための必要な援助を行います。

##### ④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の利用支援に要する費用のうち、申し立てに要する経費や後見人等の報酬に対する補助を行います。

##### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動の支援を行います。

**【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】**

- ・第5期計画期間において、基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業については未実施です。成年後見制度利用支援事業では、令和2年度に利用がありました。
- ・第6期計画期間において、基幹相談支援センター及び基幹相談支援センター等機能強化事業について、令和5年度での実施を想定し、見込量を設定しています。また、成年後見制度利用支援事業については1名の利用を想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込量	有	有	有
		実績値	有	有	有
②自発的活動支援事業	実施の有無	見込量	有	有	有
		実績値	有	有	有
③障がい者相談支援事業			/	/	/
障がい者相談支援事業	箇所数	見込量	1	1	1
		実績値	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	見込量	無	無	無
		実績値	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	見込量	無	無	無
		実績値	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	見込量	無	無	無
		実績値	無	無	無
④成年後見制度利用支援事業	人/年	見込量	1	1	1
		実績値	0	0	1
⑤成年後見制度法人後見支援制度	実施の有無	見込量	無	無	無
		実績値	無	無	無

図表 第6期計画における見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
②自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
③障がい者相談支援事業		/	/	/
障がい者相談支援事業	箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
④成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1
⑤成年後見制度法人後見支援制度	実施の有無	無	無	無

## (2) 意思疎通支援事業等〔必須事業〕

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人を対象に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通の支援を行います。

### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、手話通訳者派遣事業において実績値が見込量を上回っていました。
- ・第6期計画期間において、手話通訳者派遣事業の利用増加を想定し、見込量を設定しています。また、手話通訳者設置事業では令和5年度に配置を想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

		利用者数(件/年)			利用時間(時間/年)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者派遣事業	見込量	3	4	4	6	8	8
	実績値	9	21	12	18	46	29
要約筆記者派遣事業	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	見込量	0	0	0			
	実績値	0	0	0			
手話奉仕員養成研修事業	見込量	4	4	4			
	実績値	0	0	0			

図表 第6期計画における見込量

	利用者数(件/年)			利用時間(時間/年)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	17	25	25	46	74	74
要約筆記者派遣事業	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	0	0	1			
手話奉仕員養成研修事業	0	0	0			

### (3) 日常生活用具給付等事業〔必須事業〕

障がいのある人等を対象に、日常生活がより円滑に行われるための介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

#### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具及び居宅生活動作補助用具（住宅改修費）において実績値がいずれも減少していました。また、情報・意思疎通支援用具では利用が増加していました。
- ・第6期計画期間において、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、及び在宅療養等支援用具では前計画の見込量を、情報・意思疎通支援用具では現在の見込量を、排泄管理支援用具では令和2年度からの利用減少を、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）では平成30年度と同程度の見込量を、それぞれ設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

		利用者数(件/年)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	見込量	2	2	2
	実績値	1	0	0
自立生活支援用具	見込量	9	9	9
	実績値	7	2	0
在宅療養等支援用具	見込量	6	7	7
	実績値	5	2	0
情報・意思疎通支援用具	見込量	3	3	3
	実績値	1	2	4
排泄管理支援用具	見込量	385	385	385
	実績値	394	369	360
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	見込量	1	1	1
	実績値	2	0	0

図表 第6期計画における見込量

	利用者数(件/年)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	2	2	2
自立生活支援用具	9	9	9
在宅療養等支援用具	6	7	7
情報・意思疎通支援用具	4	4	4
排泄管理支援用具	346	332	319
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2	2	2

#### (4) 移動支援事業〔必須事業〕

単独では屋外での移動が困難な障がいのある人等を対象に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

#### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、身体障がいのある人、知的障がいのある人で実績値が見込量を下回り、特に利用時間においては実績値が減少しています。精神障がいのある人では、利用者数は減少しているものの、利用時間は平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向にあります。また、障がいのある児童では令和2年度に1名の利用がありました。
- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人、知的障がいのある人では令和元年度程度の利用に対応できるよう、見込量を設定しています。精神障がいのある人では利用者数・利用時間ともに増加を想定し、見込量を設定しています。また、障がいのある児童では現在の利用量が続くことを想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/月)			利用時間(時間/年)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	19	21	23	4,560	5,040	5,520
	実績値	16	18	16	2,941	2,933	2,779
知的障がいのある人	見込量	15	15	15	2,445	2,445	2,445
	実績値	12	13	12	2,074	2,028	1,647
精神障がいのある人	見込量	9	10	11	909	1,010	1,111
	実績値	11	9	8	1,238	1,394	1,300
障がいの ある児童	見込量	2	2	2	96	96	96
	実績値	0	0	1	0	0	120
合計	見込量	45	48	51	8,010	8,591	9,172
	実績値	39	40	37	6,253	6,355	5,846

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/月)			利用時間(時間/年)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	20	23	26	2,933	2,933	2,933
知的障がいのある人	14	15	16	2,028	2,028	2,028
精神障がいのある人	11	11	11	1,575	1,780	2,011
障がいの ある児童	1	1	1	120	120	120
合計	46	50	54	6,656	6,861	7,092



### (5) 地域活動支援センター事業 [必須事業]

障がいのある人が、地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、地域の実情に応じ、通所による創作活動、機能訓練又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

#### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、基礎的事業、機能強化事業（地域活動支援センターⅢ型）ともに見込量を下回っているものの、一定の利用がありました。
- ・第6期計画期間において、基礎的事業、機能強化事業（地域活動支援センターⅢ型）ともに平成30年度程度の利用を想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

		設置箇所数			利用者数(人/年)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
基礎的事業	見込量	1	1	1	6	7	7
	実績値	1	1	1	6	4	4
機能強化事業（地域活動支援センターⅢ型）	見込量	1	1	1	6	7	7
	実績値	1	1	1	6	4	4

図表 第6期計画における見込量

	設置箇所数			利用者数(人/年)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業	1	1	1	6	6	6
機能強化事業（地域活動支援センターⅢ型）	1	1	1	6	6	6

## (6) 訪問入浴事業 [任意事業]

自力又は家族等の介助のみでは、入浴することが困難な重度身体障がい者を対象に、訪問により居宅において入浴サービスを提供し清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、平成30年度から令和2年度にかけて利用は減少傾向にあるものの、利用日数においては実績値が見込量を上回っていました。
- ・第6期計画期間において、一定の利用を見込んでいます。

図表 第5期計画における見込量と実績値

		利用日数(人日/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴事業	見込量	6	6	6
	実績値	15	10	7

図表 第6期計画における見込量

		利用日数(人日/月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴事業		12	12	12

## (7) 日中一時支援事業〔任意事業〕

見守り等の支援が必要な障がいのある人又は障がいのある児童を対象に、日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を支援します。

### 【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】

- ・第5期計画期間において、実績値が見込量を下回り、平成30年度から令和2年度にかけて減少していました。
- ・第6期計画期間において、平成30年度と同程度の利用に対応できるよう、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

		利用日数(人日/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	見込量	20	21	22
	実績値	14	12	9

図表 第6期計画における見込量

	利用日数(人日/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	14	14	14

## (8) その他の事業

その他の事業については、特に見込量を計上せずに身体障がい者自動車改造費助成事業及び住宅改造助成事業は、利用希望者で申請要件が合致する障がいのある人を対象に助成を行います。また、障がいのある人もない人もともに楽しみ交流が行える機会として、スポーツ交流等を促進します。

### ①身体障がい者自動車改造費助成事業

身体障がいのある人（一定の条件があります。）を対象に、障がいのある人が使用する自動車の運転装置等を改造する費用の一部を助成します。

### ②住宅改造助成事業

身体の状況により住宅改造が必要と認められる世帯（一定の条件があります。）を対象に、住宅改造に要する費用の一部を助成します。

### ③スポーツ大会等

障がいのある人の生きがいと社会参加を促進するため、スポーツ交流等を促進します。

**(9) 発達障がい者等に対する支援**

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がいのある人やその家族等に対する支援体制を確保します。

**【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】**

- ・第5期計画期間において、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数が令和2年度で24人となりました。
- ・第6期計画期間において、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数について増加を見込み設定しています。

図表 第5期計画における見込量と実績値

障がい種別		利用者数(人/年)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	実績値	0	26	24
ペアレントメンターの人数	実績値	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	実績値	0	0	0

図表 第6期計画における見込量

障がい種別	利用者数(人/年)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	25	25	25
ペアレントメンターの人数	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	0	0	0

**(10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**

精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されるよう図ります。

**【第5期計画の見込量・実績値と、第6期計画の見込量】**

- ・第5期計画期間において、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催において保健・医療・福祉関係者の参加がありました。
- ・第6期計画期間において、令和2年度と同程度の開催回数を想定し、見込量を設定しています。

図表 第5期計画における実績値

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数					2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健				1
	医療				2
	福祉				5
	介護				0
	当事者				0
	家族				0
	その他				0
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数					1
精神障がい者の地域移行支援	人/月	見込量	0	0	1
		実績値	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援	人/月	見込量	0	0	1
		実績値	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助	人/月	見込量	3	4	4
		実績値	3	3	4
精神障がい者の自立生活援助	人/月	見込量	0	0	0
		実績値	0	0	0

図表 第6期計画における見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	1	1	1
	医療	2	2	2
	福祉	5	5	5
	介護	0	0	0
	当事者	0	0	0
	家族	0	0	0
	その他	0	0	0
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人/月	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人/月	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人/月	5	5	6
精神障がい者の自立生活援助	人/月	1	1	1

### (11) 相談支援体制の充実・強化のための取組

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保、専門的な指導・助言や人材育成の更なる強化・充実を図ります。

#### 【第6期障がい福祉計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、基幹相談支援センター、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導、地域の相談支援事業者の人材育成の支援、及び地域の相談機関との連携強化の取組について令和5年度での実施を想定し、見込量を設定しています。

図表 第6期計画における見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	有無	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導	件/年	0	0	3
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件/年	0	0	3
地域の相談機関との連携強化の取組	回/年	0	0	3

## (12) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

多くの事業者が障がい福祉サービスに参入している中、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うため、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、適切なサービス等が提供できているかどうかを検証します。

### 【第6期障がい福祉計画の見込量】

- ・第6期計画において、障がい福祉サービス等に係る各種研修は、毎年に参加を見込量として設定しています。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有は、令和5年度に実施を想定し、見込量を設定しています。

図表 第6期計画における見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る 各種研修の活用	人/年	1	1	1
障害者自立支援審査支払等シス テムによる審査結果の共有	有無	無	無	有
	回/年	0	0	1
障がい福祉サービス事業所等に 対する指導監査の結果の共有	有無	無	無	有
	回/年	0	0	1

### 【地域生活支援事業の確保方策】

- ・必須事業・任意事業ともに各事業について、必要な人が必要な事業を適切に利用できるよう事業内容の充実を図り、更なる周知に努めます。



# 第5章 障がい児福祉計画

## 1 成果目標

### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童の健やかな育成のために、令和5年度末までの成果目標として、次の成果目標を設定します。これらの成果目標の設定に当たっては、国の基本指針の改正内容を踏まえています。

図表 第2期計画期間における成果目標

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1箇所	・令和5年度末までに市町村又は圏域に1箇所以上設置することを基本とする。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	・令和5年度末までに市町村又は圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
主に重症心身障がい児を支援する	2箇所	・令和5年度末までに市町村又は圏域において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
児童発達支援事業所	1箇所	
放課後等デイサービス事業所	1箇所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所	・令和5年度末までに市町村又は圏域において、協議の場を設けることを基本とする。
医療的ケア児等に関するコーディネーター	1名	・令和5年度末までに市町村又は圏域において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

## 2 障がい児福祉サービスの利用見込量と確保方策

### (1) 障がい児通所支援

#### ① 児童発達支援

未就学の障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

#### 【第1期計画の見込量・実績値と、第2期計画の見込量】

- ・第1期計画において、利用者数では実績値が見込量をおおむね上回りました。利用日数では実績値が見込量をおおむね下回るものの、平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向がありました。
- ・第2期計画において、利用者数、利用日数ともに令和2年度より増加することを想定し、見込量を設定しています。

図表 第1期計画における見込量と実績値

		利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	見込量	6	7	8	90	105	120
	実績値	5	9	9	74	128	114

図表 第2期計画における見込量

	利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	13	18	18	149	196	196

## ②医療型児童発達支援

肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、治療も行います。

### 【第1期計画の見込量・実績値と、第2期計画の見込量】

- ・第1期計画において、利用がありませんでした。
- ・第2期計画において、利用者数、利用日数ともに令和2年度より増加することを想定し、見込量を設定しています。

図表 第1期計画における見込量と実績値

		利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療型児童	見込量	2	2	2	27	27	27
発達支援	実績値	0	0	0	0	0	0

図表 第2期計画における見込量

		利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援		1	1	1	10	10	10

### ③放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童を対象に、学校授業終了後又は休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

#### 【第1期計画の見込量・実績値と、第2期計画の見込量】

- ・第1期計画において、利用者数・利用日数ともに実績値が見込量を上回り、平成30年度から令和2年度にかけて増加していました。
- ・第2期計画において、利用者数、利用日数ともに令和2年度より増加することを想定し、見込量を設定しています。

図表 第1期計画における見込量と実績値

		利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
放課後等デイサービス	見込量	38	40	42	608	640	672
	実績値	46	50	53	702	803	840

図表 第2期計画における見込量

	利用者数(人/月)			利用日数(人日/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	57	61	66	920	1,007	1,103

#### ④居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、児童の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

#### 【第1期計画の見込量・実績値と、第2期計画の見込量】

- ・第1期計画において、利用がありませんでした。
- ・第2期計画において、令和5年度の利用を想定し、見込量を設定しています。

図表 第1期計画における見込量と実績値

		利用回数(回/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅訪問型 児童発達支 援	見込量	0	0	1
	実績値	0	0	0

図表 第2期計画における見込量

	利用人数(人/月)			利用数(回/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達 支援	0	0	1	0	0	10

### ⑤保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がいのある児童や今後利用する予定の障がいのある児童を対象に、訪問により、保育所等における障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

#### 【第1期計画の見込量・実績値と、第2期計画の見込量】

- ・第1期計画において、利用がありませんでした。
- ・第2期計画において、一定の利用を見込んでいます。

図表 第1期計画における見込量と実績値

		利用回数(回/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等訪問支援	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0

図表 第2期計画における見込量

	利用人数(人/月)			利用回数(回/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	1	1	1	2	2	2

## (2) 相談支援

### ① 障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある児童に対して、適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

#### 【第1期計画の見込量・実績値と、第2期計画の見込量】

- ・第1期計画において、実績値が見込量を上回り、平成30年度から令和2年度にかけて増加していました。
- ・第2期計画において、更なる増加を想定し、見込量を設定しています。

図表 第1期計画における見込量と実績値

		利用回数(回/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障がい児相談支援	見込量	5	5	6
	実績値	6	8	9

図表 第2期計画における見込量

	利用回数(回/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	11	14	17

## (3) 児童入所支援

### ① 福祉型児童入所支援

障がい児入所施設に入所する障がいのある児童を対象に、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。(府が実施主体です。)

### ② 医療型児童入所支援

障がい児入所施設又は指定医療機関に入所等する障がいのある児童を対象に、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行うとともに、治療も行います。(府が実施主体です。)

#### (4) その他の支援

##### ①医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

国の基本指針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することとされました。

#### 【第2期計画の見込量】

- ・令和5年度までに配置に向けた検討を行い、見込量の設定をしています。

図表 第2期計画における見込量

	配置人数(人/年)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター	0	0	1

#### (5) 子ども・子育て支援等の利用ニーズ

本町では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく市町村計画（忠岡町子ども・子育て応援プラン2020（令和2年3月））を策定しています。障がい児福祉計画の作成に係る基本的事項としては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における、障がい児の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。

#### 【第2期計画の見込量】

- ・現在の各障がい者手帳所持者、自立支援医療（精神通院）利用者及び障がい児通所支援支給決定者を見込量として設定しています。

図表 第2期計画における見込量

	利用者数(人/年)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援等の利用ニーズ	96	96	96

#### 【障がい児福祉サービス見込量の確保方策】

- ・幼少期からの早期療育が重要であるため、保健センター・児童発達支援事業実施機関等との連携を密にし、必要なサービスの量の確保及び適正な支給決定を行います。
- ・放課後等デイサービスは、支援が必要な児童の生活能力の向上等が図れるよう事業所や医療機関等との連携を密にし、必要なサービスの量の確保及び適正な支給決定を行います。



# 第6章 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進に向けて

本計画を効果的・効率的に推進していくために、次の事項に取り組んでいきます。

### (1) 3つの理念に基づいた各種取組の推進

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるもので、これまでの本町の計画で基本理念としてきた「ノーマライゼーション」（障がいがあっても、障がいのない人と同じように生活し、活動できる社会であるという考え方）、「リハビリテーション」（ライフステージのあらゆる段階において、主体性、自立性といった生き方の回復獲得をめざすという考え方）、「ソーシャル・インクルージョン」（全ての人が社会の一員として互いに包み、支え合う社会をつくるという考え方）の3つの理念に基づき、各種取組を推進します。

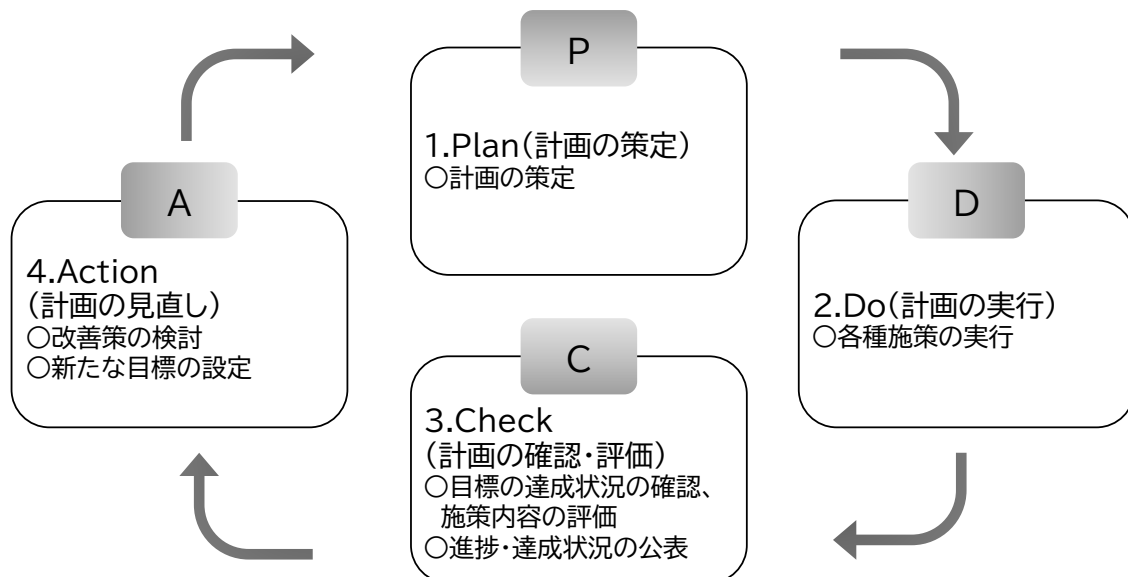
### (2) 庁内、町内・外における連携の強化

本計画の各種取組を推進するためには、庁内各課の連携のみならず、町内の多様な主体（町民、関係団体及び事業者）の協力が不可欠であることから、各種障がい施策について周知を図り、連携の上、取組を推進していきます。

また、町単独で対応できない取組もあるため、国や府、近隣自治体とも協力の上、きめ細やかなサービス提供体制の確保等に努めます。

### (3) PDCAサイクルによる点検及び評価

本計画の点検・評価については、国や大阪府の基本指針等に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。



# 資料編

## 資料1 計画策定の経過

年 月 日	項 目	内 容
令和2年7月13日	第1回 忠岡町障害者施策推進協議会	【次第】 1. 制度改正と次期計画策定の方向性 2. アンケート調査票案（2種） 3. 策定スケジュール
令和2年8月1日 から 令和2年8月14日 まで	アンケート調査の実施	1. 新たな障がい者計画等策定に向けたアンケート調査 2. 新たな障がい福祉計画策定に向けたアンケート調査
令和2年10月27日	第2回 忠岡町障害者施策推進協議会	【次第】 1. 忠岡町第4次障がい者計画（骨子案） 2. 忠岡町障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）（骨子案）
令和2年12月22日	第3回 忠岡町障害者施策推進協議会 （新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため、書面開催）	【次第】 1. 忠岡町第4次障がい者計画 素案 忠岡町障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）素案
令和3年1月15日 から 令和3年2月12日 まで	パブリックコメント募集	第4次忠岡町障がい者計画（素案）、忠岡町障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）（素案）に対するパブリックコメントの募集
令和3年3月2日	第4回 忠岡町障害者施策推進協議会 （新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため、書面開催）	【次第】 1. パブリックコメントの結果の確認について 2. 各種計画最終案の確認について

## 資料2 計画の策定体制

### (1) 忠岡町障害者施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、「忠岡町障害者計画」に基づき、当事者の参画を推進し、関係団体、関係行政機関、町民の連携により障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため忠岡町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、組織及び運営について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を町長に提言する。

- (1) 障害者計画の見直しに関すること。
- (2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者施策の実施状況に関すること。
- (4) 障害者施策に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町民公募により選出した者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は失職するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の進行は、議長又はあらかじめ議長が指名した者が行う。

(策定部会)

第7条 協議会に、その所掌事務の調査、策定作業の円滑な推進を図るため策定部会を置く。

- 2 策定部会は、別表に掲げる機関等の職員をもって組織する。
- 3 策定部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、策定部会の会議を掌理する。
- 5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 策定部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(事務局)

第8条 協議会及び策定部会の事務局は、健康福祉部障害者福祉担当課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年6月1日から施行する。

(忠岡町障害者計画策定検討委員会設置要綱の廃止)

- 2 忠岡町障害者計画策定検討委員会設置要綱（平成 10 年忠岡町告示第 20-1 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## (2) 忠岡町障害者施策推進協議会委員名簿

	氏名	所属機関及び役職名等	
学識経験者	北野 誠一	西宮市社会福祉協議会 共生のまちづくり研究研修所長	会長
	安藤 元博	泉大津市医師会代表	副会長
	是枝 綾子	忠岡町議会 福祉文教常任委員会委員長	
関係団体	石原 廣二	忠岡町身体障害者福祉会会長	
	尾崎 孝子	忠岡町しょうがい支援福祉会会長	
	高見 晃市	忠岡町自治会連合会会長	
	上ノ山 幸子	忠岡町社会福祉協議会会長	
	津田 定子	忠岡町エイフボランティアネットワーク副会長	
	佐竹 和恵	忠岡町民生委員・児童委員協議会副会長	
	櫻井 忠司	忠岡町人権協会会長	
	鶴田 信也	忠岡町障害者施設代表	
	森 真規	泉州北障害者就業・生活支援センター長	
公募委員	井手 和代	公募委員	
	田邊 みき	公募委員	
関係行政機関	明石 清美	大阪府和泉保健所地域保健課長	
	竹内 功	大阪府立和泉支援学校校長	
	小川 英夫	大阪府立岸和田支援学校校長	
	東 祥子	忠岡町健康福祉部長	

### 資料3 障がい福祉に関連する法律の流れ

施行/改正年	法律名	法律のポイント
平成 23 年 (2011 年)	障害者基本法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>• すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するための目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。</li> <li>• 「発達障がい」が加えられたことも大きなことですが、「社会的障壁」(事物、制度、慣行、観念、その他)が加えられたことが重要な点です。</li> </ul>
平成 24 年 (2012 年)	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害者虐待防止法において「障がい者虐待」とは、「養護者による虐待」、「障がい者福祉施設従事者等による虐待」、「使用者による虐待」の3つをいいます。</li> <li>• 障がい者虐待の類型は、「身体的虐待」、「放棄・放置」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」です。</li> <li>• 対象となる障がい者は、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含みます。)、その他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされています。障がい者手帳を取得していない場合も含まれます。</li> <li>• 虐待が発生している場合、虐待をしている人(虐待者)、虐待を受けている人(被虐待者)に自覚があるとは限りません。</li> </ul>
平成 25 年 (2013 年)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(名称変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「障害者自立支援法」が改正される形で施行されました。また、これに先立つ整備法により、障がいのある児童への支援も強化されています。</li> <li>• 共生社会の実現のために、基本理念として「社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去」が明記されています。</li> </ul>

施行/改正年	法律名	法律のポイント
平成 26 年 (2014 年)	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） (批准)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。</li> <li>日本は平成 26 年 1 月に批准し、2 月に日本について効力を発生しました。</li> <li>条約を締結することで、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。</li> </ul>
平成 28 年 (2016 年)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、平成 25 年 6 月に制定、平成 28 年に施行されました。</li> <li>障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。</li> <li>この法律では、「不当な差別的扱い」の禁止や、「合理的配慮」の提供などが求められています。 不当な差別的扱い：障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することなど。 合理的配慮：障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。</li> </ul>
	成年後見制度の利用の促進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>この法律では、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めることや、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。</li> <li>平成 30 年 4 月より厚生労働省に成年後見制度利用促進室が設置され、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、施策を推進しています。</li> </ul>
平成 30 年 (2018 年)	障害者基本計画（第 4 次） (策定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府が策定する障がい者施策の最も基本的な計画で、共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することが基本理念として定められています。</li> <li>障害者権利条約の批准（平成 26 年）後初めての計画となっています。</li> </ul>

施行/改正年	法律名	法律のポイント
平成 30 年 (2018 年)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、施行されました。</li> <li>• 障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備などについて、明記されています。</li> </ul>
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としています。</li> <li>• 基本的な施策として、文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大や、文化芸術活動を通じた交流の促進などが定められています。</li> </ul>
令和 2 年 (2020 年)	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針） (改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 5 年度末の目標の設定や、第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画の作成に当たって即すべき事項を定め、障がい福祉サービスなどを提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的としています。</li> <li>• 基本理念として、「障害福祉人材の確保」、「障害者の社会参加を支える取組」が新たに追加されています。</li> </ul>



## 資料4 支援費制度から障害者総合支援法の流れ

### (1) 社会福祉基礎構造改革と支援費制度

平成11年6月に当時の厚生省より「社会福祉基礎構造改革について」として社会福祉事業法等改正法案大綱骨子が示されました。

この改革は、昭和26年社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、見直しを行うものでした。

この改革の理念は、「個人が尊厳をもってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいて推進する」としています。また、以下のような具体的な方向性が掲げられました。

- ・個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立
- ・質の高い福祉サービスの拡充
- ・地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実

これを受け、障がいのある人の自己決定を尊重し、事業者との対等な関係・契約によりサービスを利用する仕組みとして、平成15年に「支援費制度」が導入されました。

ノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、障がい者保健福祉施策は飛躍的に充実しましたが、①身体障がい・知的障がい・精神障がいといった障がい種別ごとに縦割りでサービスが提供されているため、②施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと、③地方自治体間におけるサービスの提供体制の格差が大きいこと、④支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難なこと等、制度上の問題点が指摘されていました。

### (2) 障害者自立支援法

支援費制度の問題点や課題を解決するとともに、障がいのある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るために、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されました。

同法の主な柱は、①障がいの種別にかかわらずサービスが利用できるよう障がい福祉サービスを一元化し、施設・事業を再編、②市町村が一元的にサービスを提供する、③利用者応益負担と国の財政責任の明確化、④就労支援の抜本的強化、⑤支給決定の仕組みの透明化・明確化等があげられます。また、障がいのある人々の自立を支えるために、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(市町村障がい福祉計画)の策定が定められました。

### **(3) 障害者自立支援法をめぐる動向**

障害者自立支援法の施行後、①サービス利用料1割負担の導入による利用者の負担増大、②事業報酬の減収、③新事業体系への転換の遅れ、④地域生活支援事業の実施への不安等が課題としてあげられました。

このため国では、平成18年度から平成20年度の3年間の特別対策として、①利用者負担のさらなる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置を実施しました。また、平成19年12月には、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置として、①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進を実施しました。さらに、平成22年4月には、低所得者の障がい福祉サービス及び補装具に係る利用者負担について無料化しています。

### **(4) 障害者総合支援法**

障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障がいのある人を権利の主体と位置付けた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障がいのある児童については児童福祉法を根拠法に整理し直すとともに、難病患者を対象とするなどの改正を行い、平成25年4月に「障害者総合支援法」が「障害者自立支援法」に代わるものとして施行されました。

法律名は「障害者総合支援法」に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。

## 資料5 障害者総合支援法の概要

### (1) 目的の改正

目的として、障害者自立支援法にて掲げられていた「障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営む」から、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とするとともに、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことが明記されました。

### (2) 基本理念の創設

第一条の二に新たに「基本理念」が創設され、

- ①すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること
  - ②すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現すること
  - ③すべての障がいのある人及び障がいのある子どもが可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること
  - ④社会参加の機会が確保されること
  - ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
  - ⑥障がいのある人及び障がいのある子どもにとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること
- の6つが掲げられました。

### (3) 障がい者・障がい児の範囲の見直し

対象とする障がい者の範囲について、障害者自立支援法で示されていた身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人に加えて、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣の定める程度である者）が加えられました。

### (4) 障がい支援区分の創設

障害者自立支援法の「障害程度区分」から、障害者総合支援法では「障害支援区分」（平成26年4月から）に名称を改めるとともに、区分の認定が障がいの多様な特性や心身の状態に応じて適切に行われるよう、認定調査項目や各項目の判断基準等の見直しが行われました。

## **(5) 障がいのある人に対する支援の拡充**

### **①重度訪問介護の対象拡大**

これまで「重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がいのある人」とされてきた対象を「重度の肢体不自由者その他の障がいのある人であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」に改正され、重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人に対象が拡大されました。

### **②ケアホームとグループホームの一元化**

共同生活を行う住居における介護サービスを柔軟に提供できるよう、ケアホーム（共同生活介護）とグループホーム（共同生活援助）がグループホームに一元化され、地域生活の基盤となる住まいの場の確保の促進が図られました。また、一人暮らしをしたいというニーズに応えていく観点から、グループホームと連携した「サテライト型住居」が創設されました。

### **③地域移行支援の対象拡大**

住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を内容とする「地域移行支援」の対象（障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人）に保護施設、矯正施設等に入所している障がいのある人が加えられました。

### **④地域生活支援事業の拡大**

障がいのある人に対する理解を深めるため、下記を市町村が行う事業に追加されました。

- 1) 障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発
- 2) 障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- 3) 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- 4) 意思疎通支援を行う者の養成

## **(6) サービス基盤の計画的整備**

- ①障がい福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項として追加
- ②基本指針・障がい福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化（PDCAサイクルに沿った障がい福祉計画の見直し）
- ③市町村は障がい福祉計画を作成するに当たって、障がいのある人等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

## **(7) 平成 30 年度障害者総合支援法等の改正の概要**

平成 30 年 4 月から障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正（一部の規定を除く。）が施行され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うとしています。

### **①障がい者の望む地域生活の支援**

1. 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
2. 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
3. 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
4. 65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

### **②障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応**

1. 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
2. 保育所等の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児を対象を拡大する
3. 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
4. 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定するものとする

### **③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備**

1. 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障がい児の場合等に貸与の活用も可能とする
2. 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

## 資料6 用語の解説

※本文中に記載のあるページ数を記載していますが、一部頻出頻度の多い用語については、ページ数を省略しています。

### あ行

#### 【アスペルガー症候群】→P5

発達障がいの一つで、自閉症の特徴はありつつも、言語の発達や知的発達には遅れがないのが特徴です。近年では、発達障がいの1つである自閉症と合わせて、「自閉症スペクトラム障がい」として考えられるようになってきています。

#### 【一般就労】→P8、P12、P16、P25、P26、P27、P59

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいいます。

#### 【SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）】→P13

国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、先進国、発展途上国の双方で取り組むべき17の目標と169の指標を設定しています。

### か行

#### 【学習障がい（LD：Learning Disabilities 又は Learning Disorders）】→P5

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

#### 【グループホーム】→P8、P14、P31、P33、P68、P70

地域の中にある住宅等において、共同で生活する数人の知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、世話人による食事提供、金銭管理などの日常生活援助を行う施設です。他に介護保険制度では「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」があります。

#### 【ケアマネジメント】→P57

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行ううえでの様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親せき、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業等のフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。

## 【高次脳機能障がい】 →P5、P7、P8、P9、P10、P18、P29

脳の機能の中で、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障がいが生じた状態をいいます。

## 【広汎性発達障がい】 →P5

自閉症やアスペルガー症候群などが含まれ、「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」では、主な特徴として、「相手の表情や態度などよりも、文字や図形、物の方に関心が強い」、「見通しの立たない状況では不安が強いが、見通しが立つ時はきっちりしている」、「大勢の人がいる所や気温の変化などの感覚刺激への敏感さで苦労しているが、それが芸術的な才能につながることもある」が挙げられています。

## さ行

### 【自閉症】 →P5

先天的な脳の機能障がいであり、興味や活動の偏りなどが特徴です。近年では、発達障がいの1つであるアスペルガー症候群と合わせて、「自閉症スペクトラム障がい」として考えられるようになってきています。

### 【身体障がい】 →P5

身体障害者福祉法において、身体障がい者を「身体上の障がいがある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」と定義しており、肢体不自由や、視覚や聴覚の制限があるなど、身体機能に何らかの障がいがあります。

### 【精神障がい】 →P5

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、精神障がい者を「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義しており、特徴的な症状に「幻覚」や「妄想」があります。

### 【成年後見制度】 →P10、P38、P39、P65

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成12年4月からスタートした制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

### 【ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）】 →P1、P59

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念です。

## た行

### 【地域包括ケアシステム】→P7、P11、P15、P47

住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで持続することができるように、地域内で助け合う体制のことで、それぞれの地域の実情に合った住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の実現をめざしています。

### 【地域包括支援センター】→P21

地域包括支援センターは、介護保険法に基づく相談支援機関で、公正・中立な立場から、(1) 総合相談支援、(2) 虐待の早期発見・防止等の権利擁護、(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援、(4) 介護予防ケアマネジメントという4つの機能を担う地域の中核機関です。

### 【知的障がい】→P5

知的機能の障がい、発達期（おおむね18歳まで）に現れるもので、概念的、社会的、実用的な領域における知的機能と適応機能両面の欠陥が見られます。

### 【注意欠陥多動性障がい（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）】→P5

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障を来すものです。

## な行

### 【難病】→P5、P7、P9、P18、P68、P69

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。障害者総合支援法に定める障がい者（児）の対象に、難病等が加えられています。

### 【ノーマライゼーション】→P1、P59、P67

障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会をめざすという理念です。

## は行

### 【発達障がい】→P5、P7、P8、P9、P29、P38、P46、P64、P69

発達障害者支援法での定義は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」としています。

### 【パブリックコメント】→P6、P60

行政機関が政策の立案等を行う際、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのことです。

### 【ピアサポート】→P46

同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちをピア（peer）といい、ピアサポートとは、こうした同じような共通項と対等性をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す言葉です。



### 【ペアレントトレーニング】→P8、P46

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチの一つです。

### 【ペアレントプログラム】→P8、P46

子育てに困難を感じる保護者を対象として開発されたプログラムで、子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的としています。

### 【ペアレントメンター】→P46

自らも発達障がいの子どもの育てる経験をし、かつ地域で実施している養成研修を経た親を指します。

メンターには「信頼のおける仲間」という意味があります。

### 【放課後等デイサービス】→P9、P12、P51、P54、P58

児童福祉法では、「学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること」としています。

### 【法定雇用率】→P12

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により、民間企業、国、地方公共団体は、一定の雇用率に相当する数以上の障がいのある人を雇用しなければならないと定められており、その雇用率を法定雇用率といいます。

ら行
----

### 【ライフステージ】→P7、P9、P36、P59

人生の段階区分のこと。本計画の関連計画である「健幸づくり・食育推進計画」では、妊娠期、乳児期、幼児期、学童期、少年期、青年期、壮年期、高齢期に分類しています。

### 【リハビリテーション】→P1、P23、P59

もともとはラテン語で、re（再び）+habilis（適する）からきており、障がいや、その状態を改善し、障がいのある人の社会的統合を達成するためのあらゆる手段を含んでいます。

### 【療育】→P6、P9、P58

「療」は医療、「育」は養育・保育のことで、障がいのある児童が自立できるよう、診断・治療・教育を行うことです。なお、「療育手帳」は、知的に障がいのある人や児童に交付される手帳です。

忠岡町  
障がい福祉計画(第6期)  
障がい児福祉計画(第2期)

発行年月:令和3年3月  
発行:大阪府忠岡町  
編集:健康福祉部 地域福祉課  
住所:大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号  
電話:0725-22-1122(代表)  
ファックス:0725-22-1129  
ホームページ:<https://www.town.tadaoka.osaka.jp/>